

連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法 人 名	()
-------------	-------	-------	-----

区 分	収 入 金 額	①について課される	②のうち控除を受ける
		所 得 税 額	所 得 税 額
	①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円	円	円
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）			
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配			
割 引 債 の 償 還 差 益			
そ の 他			
計			

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個 別 法 人 による 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本 所有 期間	所有期間割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける 所 得 税 額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘 柄 別 簡 便 法 による 場 合	銘 柄	各連結法人の 収 入 金 額 の 合 計	各連結法人の 所 得 税 額 の 合 計	各連結法人の 配 当 等 の 計 算 期 末 の 所 有 元 本 数 等 の 合 計	各連結法人の 配 当 等 の 計 算 期 首 の 所 有 元 本 数 等 の 合 計	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 (マイナスの 場合は0)	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ (小数点以下3位未満切上げ (1を超える場合は1))	控除を受ける 所 得 税 額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名	支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	収 入 金 額	控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考
			20	21	
		・ ・	円	円	
		・ ・			
		・ ・			
計					

個 別 帰 属 額 の 計 算

連 結 法 人 名	個 別 帰 属 額 (23の計)+(25の計)+(26の計)		22
銘 柄 等	配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額	銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	配 当 等 以 外 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の うち 当 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 所 得 税 額
	(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	
	23	24	25
	円	円	円
計			